

info
06

薪(ペレット)ストーブなどを 購入する方に補助金を交付します！

～脱炭素社会、カーボンニュートラルの推進に向けて～

申請期限
11月30日(月)

補助金のご利用をお考えの方は、購入前に農林課林務班にお気軽にご相談ください。

なお、市ホームページおよび広報ゆざわ4月号に詳細を掲載しています。



市ホームページ



- 対 象
- ①市に住民登録がある方で自ら居住する住宅ハストーブなどを導入する方、または年度内に転入を予定している方で、ストーブなどを導入する住宅を購入または建築し自ら居住しようとする方
 - ②市内に事務所または事業所を有し、当該事業所などハストーブなどを導入予定の事業者
 - ③市内に所在する住宅や事業所などにある据置型のストーブなどで使用する木質燃料(薪・ペレット)を購入する個人および事業者

■補助内容 (AとBの併用も可)

	①ストーブ等導入経費	② 木質燃料購入費
補助対象経費 (税込み)	新たに導入するストーブなどに要する費用一式で、5万円以上のもの(本体購入費、設置工事費、付属品を含む)。	販売事業者(個人・団体からでも可)からの木質燃料の購入に係る費用一式で、1万円以上のもの。ただし、薪は 市内の森林から産出 されたものに限る。
補助率・補助額 (千円未満切り捨て)	対象経費の2分の1 (上限20万円)	対象経費の2分の1 (上限5万円)

問 農林課林務班 (☎55-8569)

info
07

交通事故などによるケガの治療で 国民健康保険を使うときは届け出が必要です

市の国民健康保険(以下、「国保」)に加入されている方が交通事故や他人の飼い犬に咬まれたなど、「自分以外の人(加害者)」の行為が原因でケガや病気の治療に国保を使う場合は、市への届け出が法律で義務づけられています。

このときの医療費は、加害者が全額負担することが原則となっていますが、国保を使って治療した場合は、医療費のうち国保負担分(7割～8割)を一時的に市が立替払いし、後日、加害者に請求します。この費用を請求するため、「第三者行為による傷病届」などの書類が必要になりますので、必ず届け出をしてください。すぐに届け出ができないときは、電話などで状況をお知らせください。



対象となる傷病の例

▷自動車やバイク、自転車などによる交通事故(同乗や自損事故含む)

※自損事故は第三者の行為ではありませんが、国保を使う場合には届け出が必要です。

▷他人のペット(犬や猫など)による咬みつき・引っ掻き被害

▷スキーやゴルフ等のスポーツ中における他人との接触事故

▷他人の暴力や傷害行為による負傷

示談は国民健康保険担当窓口にご相談してから

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保が使えなくなる場合があります。示談の前に必ず下記窓口にご相談ください。

問 市民課国保年金班 (☎55-8164)